

議案第51号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市手数料条例の一部を改正する条例  
大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
	手数料を徴収する事項		単位等	金額		手数料を徴収する事項		単位等	金額
(略)				(略)					
3	土地及び 家屋に関 する証明	<u>1枚（5物件まで）を 1件とする。</u> (略)	1件につき	300円	3	土地及び 建物に関 する証明	<u>土地5筆又は家屋5棟 以内を1件とする。</u> (略)	1件につき	300円
(略)				(略)					

附 則

この条例は、令和7年11月25日から施行する。